

4月より順次施行

# 中小企業のための「働き方改革関連法」対策

労働基準法制定以来の大改革となる働き方改革関連法が2018年6月に国会で成立。いよいよ2019年4月より、「残業時間の上限規制」「年次有給取得の義務化」「同一労働同一賃金」などの新ルールが順次スタートします。中小企業はこれらにどう対応すればいいのか？ 中小企業の労務実態に詳しい専門家からご解説いただきます。

【日時】 2019年3月4日（月） セミナー 15:30 ～ 17:00  
懇親会（希望のみ） 17:00 ～ 17:30

【講師】 ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員

## 安中 繁 氏

<ご経歴>

立教大学社会学部卒。税理士事務所に入社、企業経営者の支援に携わり、2007年安中社会保険労務士事務所開設。2011年特定社会保険労務士付記。2015年法人化し代表社員に就任。約300社の顧問先企業のために労使紛争の未然防止、紛争鎮静後の労務管理整備、社内活性化のための人事制度構築支援、裁判外紛争解決手続代理業務にあたる。新聞社、地方自治体、各種経営者団体での講演実績多数。



- 【内容】
- ① 180° 政策転換【新たな労働時間規制】はこうだ！
  - ② 政府主導の【社員満足度UP施策】による柔軟な働き方の実現が企業の生き残る道か！？
  - ③ 事業規模は関係なし！【裁判で負けない賃金制度】の整備で同一労働同一賃金対策を！

【定員】 50名（先着順、投資先企業限定）

【受講料】 懇親会含め無料（懇親会は、飲み物と乾き物をご用意します）

- 【会 場】 投資育成ビル 7階 会議室 (渋谷区渋谷3-29-22)  
JR渋谷駅の埼京線ホームから新南口改札を出て、右へ2軒目のビル  
地図 [www.sbic.co.jp/main/company/access.html](http://www.sbic.co.jp/main/company/access.html)
- 【申込締切】 2月25日(月) ただし、定員に達し次第締め切ります。
- 【申込方法】 [www.sbic.co.jp/main/fronts/seminar\\_list](http://www.sbic.co.jp/main/fronts/seminar_list) からお申込みいただくか、  
受講申込書にある必要項目をEメールで [gyoshi-seminar@sbic.co.jp](mailto:gyoshi-seminar@sbic.co.jp) へ  
お送りください。なお、本受講申込書のFAXによるお申込みもできます。
- 【受講票】 本セミナーに受講票はございません。当日1階にて受付願います。  
定員を超えて申し込みがあった場合、出席いただけない方  
のみへご連絡します。
- 【問合せ】 東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 関山大輔  
TEL 03-3499-0755 / FAX 03-3499-0819
- 

### 受 講 申 込 書

東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 関山 行

F A X : 03-3499-0819 / Eメール : [gyoshi-seminar@sbic.co.jp](mailto:gyoshi-seminar@sbic.co.jp)

3/4 中小企業のための「働き方改革関連法」対策

◆ 貴 社 名

---

◆ 貴社業種

---

◆ お役職/部署/お名前 (複数参加可)

---

◆ TEL/FAX

---

◆ E-mail

---

◆ 懇親会への参加 (どちらかに✓)

参加する ( )      参加しない ( )

<情報の取り扱いについて>

申込票にご記入いただきました個人情報は、セミナー参加者名簿として、セミナーの実施・運営の参考資料として使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び今後開催いたしますセミナー案内並びに投資育成制度のご案内のお知らせのために使用します。